

北区民冬まつり 文化フェスティバル

入場無料

日時 1月28日(土)
29日(日)
会場 北文化会館

(地下鉄「北大路駅」または市バス「北大路バスターミナル」下車すぐ)

保育園の子どもたちの合唱や、区内で文化芸術活動をされているグループの踊りや歌などの華やかな舞台発表、ゲストによるスペシャルコンサートなど、お楽しみいっぱいの北区民冬まつりを開催します。お誘い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

1月29日(日)午後1時から2時30分
ゲスト出演



箏曲 野田弥生社中



日吉ヶ丘ギターマンドリンアンサンブル
北区民冬まつりスペシャルメンバー



京都国際交流合唱団



立命館大学交響楽団
(弦楽器のアンサンブル)

舞台発表
＜保育園の部＞
日時 1月28日(土) 午前9時30分～午後3時
＜一般の部＞
日時 1月29日(日) 午前10時～午後4時20分
場所 2階ホール (入場自由)

北区私立保育園 絵画展
日時 1月24日(火)～29日(日) 午前10時～午後7時
場所 SPACEろさんじ (キタオオジタウン1階)

ぜんざい
日時 1月29日(日) 午前10時～午後2時
場所 1階会議室
※1杯200円 100%手作りです!

北区私立保育園 写真展
日時 1月28日(土) 午前9時～午後3時30分
場所 第1、2会議室

主催 北区民ふれあい事業実行委員会、北区私立保育園園長会、北区役所

協力 北文化会館 (財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

問合せ まちづくり推進課 ☎432-1208

市・府民税、所得税の申告はお早めに

【申告期間】2月16日(木)～3月15日(木) (土・日は除く)

●市・府民税の申告は区役所・支所へ

平成24年1月1日現在、市内在住で、23年中の所得金額が市・府民税の基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の合計額を超える方は、区役所市民税課へ市・府民税の申告をしてください。

ただし、次のような方については、通常、申告は不要です。

- ①23年分の所得税の確定申告をした方
 - ②23年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- ※平成23年に申告された方には、1月末頃に申告書の用紙を送付します。

〔確定申告相談会場〕

	開設期間	開設時間	場 所
西陣織会館	2月1日(水)～3月15日(木) (土・日は除く)	午前9時～午後5時 (なるべく午後4時頃までにお越しください)	西陣織会館6階(上京区堀川通今出川南入)
上記期間中は、上京税務署では申告相談を行っていません。作成済みの申告書等の受付、納税、納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。西陣織会館では納税はできません。お近くの金融機関等をご利用ください。			
広域申告センター	2月19日(日)、2月26日(日) (上記2日間以外は開催していません)	午前9時～午後5時	池坊短期大学美心館地階アッセンブリホール(地下鉄「四条駅」・阪急「烏丸駅」から徒歩2分。市バス「四条烏丸」下車すぐ)

※相談会場についてのお問い合わせは上京税務署に電話していただいた後、アナウンスに従い、電話機を操作してください。

●所得税の確定申告は税務署へ

次に該当する方は、税務署で所得税の確定申告をしてください。

- ①事業所得や不動産所得等から算出される所得税額がある方
- ②給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
- ③給与収入が2千万円を超える方など

●公的年金所得者の確定申告書が提出不要となります

公的年金を受給されている方で、公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が、400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下に該当する場合は、所得税の確定申告書の提出が不要となります。

ただし、医療費控除など、所得税の還付を受ける場合は確定申告書を提出することができます。

また、確定申告書が提出不要であっても、公的年金等以外の所得がある場合や年金から天引きされていない社会保険料控除等の適用を受ける場合は、市・府民税の申告が必要です。

(平成23年分以後の所得税について適用されます)

●所得税が戻る場合があります。

給与所得者や公的年金受給者で、次に該当する方は、税務署へ所得税の確定申告書を提出すると、源泉徴収された税金が還付されることがあります。

- ①給与支払者や公的年金等支払者へ届け出をされている以外に、社会保険料、生命保険料等の所得控除がある方

- ②多額の医療費を支払った方

- ③住宅ローンの融資を受けて住宅を取得した方
- ※給与所得者の還付申告や公的年金収入のみの簡易な確定申告書については、上記申告期間に、区役所・支所の市民税課(課税課)でも受け付けます。

●所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

e-Tax(国税電子申告・納税システム)では、自宅のオフィスや事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

詳しくは、「e-Taxホームページhttp://www.e-tax.nta.go.jp」をご覧ください。

問合せ 市民税課 ☎432-1215
上京税務署 ☎441-9171